平成２７年（フ）第３５号
宮崎県日向市新生町１丁目９番地
債務者　橋本　昌行（旧姓吉川）
1　決定年月日時　平成27年６月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月11日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２７年（フ）第３６号
宮崎県西臼杵郡高千穂町大字三田井1222―10サニープレイス１―101、住民票上の住所宮崎県西臼杵郡高千穂町大字三田井15番地ハ
債務者　小手川ひとみ
1　決定年月日時　平成27年６月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月11日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２７年（フ）第３７号
宮崎県東臼杵郡門川町東栄町２丁目６番３号
債務者　松村　優美（旧姓小高）
1　決定年月日時　平成27年６月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月11日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２７年（フ）第１２７号
鹿児島県鹿児島市田上８丁目16番15号
債務者　永田ちづる
1　決定年月日時　平成27年６月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月11日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第１２８号
鹿児島県鹿児島市田上８丁目16番15号
債務者　永田　和子
1　決定年月日時　平成27年６月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月11日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第６４号
茨城県龍ケ崎市城ノ内１丁目13番地１　ガーデンパレスＡ棟103
債務者　小林　美香（旧姓保住）
1　決定年月日時　平成27年６月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月12日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２７年（フ）第６６号
茨城県龍ケ崎市小柴４丁目１番地２　北竜台アパート12号棟203号室
債務者　有田　朋代
1　決定年月日時　平成27年６月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月12日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２７年（フ）第７５号
茨城県取手市藤代363番地６、前住所茨城県取手市片町296番地
債務者　戸﨑　孝司
1　決定年月日時　平成27年６月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月12日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２７年（フ）第７６号
茨城県取手市藤代363番地６、前住所茨城県取手市片町296番地
債務者　戸﨑　聡子
1　決定年月日時　平成27年６月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月12日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２７年（フ）第７８号
茨城県龍ケ崎市小柴４丁目１番地２　11棟104号室、前住所茨城県龍ケ崎市佐貫２丁目８番地９
債務者　宮平つばさ
1　決定年月日時　平成27年６月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月12日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２７年（フ）第４９号
長野県塩尻市大字広丘吉田1292番地　上條貸家Ｆ
債務者　蒔田　俊司
1　決定年月日時　平成27年６月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月12日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第９８号
兵庫県伊丹市桜ケ丘６丁目２番23号
債務者　加藤紀久子
1　決定年月日時　平成27年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月12日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第２５４号
兵庫県尼崎市常吉２丁目15番４―205号
債務者　半田　行弘
1　決定年月日時　平成27年６月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月12日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第３０２号
兵庫県尼崎市東園田町６丁目121番地の８ポピーハイツ２番館301号、前住所兵庫県尼崎市東園田町１丁目340番地　東園田ハイツ702号
債務者　西口　真理（旧姓豊住）
1　決定年月日時　平成27年６月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月12日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第２２号
愛媛県宇和島市吉田町東小路甲85番地１
債務者　三好　芳彦
1　決定年月日時　平成27年６月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月12日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２７年（フ）第９６号
千葉県松戸市栄町８丁目686番地　ヤヨイハイツ102号
債務者　岡島　友江
1　決定年月日時　平成27年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月13日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第１２８号
千葉県松戸市根木内11番地の11　グーディッシュ北小金901号
債務者　鈴木　恵子
1　決定年月日時　平成27年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月13日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部